



健感発 0629 第 4 号  
薬生食検発 0629 第 9 号  
令和 2 年 6 月 29 日

出入国在留管理庁総務課長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部  
出入国管理課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長



### 新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加について（協力依頼）

日頃より、検疫業務に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、入管法に基づく入国拒否対象地域（以下、「流行地域」という）に滞在した者を確認するため、「新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加について（協力依頼）」（令和2年5月25日健感発0525第1号・薬生食検発0525第2号厚生労働省健康局結核感染症課長ほか連名通知）により検疫対応について協力依頼を実施し、ご協力いただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行地域の拡大に伴い、検疫所では、別紙に記載の地域における14日以内の滞在歴について確認することとなりました。

流行地域における14日以内の滞在歴がない場合においては、検疫所より「青い紙」を配布し、14日以内の滞在歴がある者を確認した場合においては「赤い紙」を配布した上で、詳細に症状等を確認することとしています。

貴庁におかれましては、各地方出入国在留管理局に対して、流行地域からの航空機、客船（貨客船及び高速船を含む）について、「青い紙」、「赤い紙」を所持していない場合には、検疫所における確認を受けていないため、検疫所に差戻し、また、「青い紙」を所持している場合には、過去14日以内に流行地域に滞在したかどうかを尋ねた上で、過去14日以内に流行地域に滞在していないことを確認し、滞在歴が確認できた場合には検疫所への差戻しについて協力を依頼していただきますようお願いいたします。

(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域  
(外務省による感染症危険情報レベル3)

アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス、ジョージア
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン、イラク、レバノン
アフリカ	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ、アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、ハイチ、ニカラグア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域  
(外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域